

●香川県告示第254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年5月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	事 業 所（ 施 設 ） の 名 称 及 び 所 在 地	事 業 者（ 開 設 者 ） の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類
平成21年3月25日	特別養護老人ホーム 華 丸亀市綾歌町栗熊西224番 地2	社会福祉法人 あやうた福 社会 丸亀市綾歌町栗熊西224番 地2	地域密着型介護老 人福祉施設
平成21年4月1日	特別養護老人ホーム クレ ール高瀬 三豊市高瀬町新名2035番地	社会福祉法人 慶生会 仲多度郡琴平町苗田字中森 402番地1	介護老人福祉施設